

改正

平成28年 3月28日告示第29号

大網白里市草刈機等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、清潔な生活環境の保全を図ることを目的として、市内において公益的な清掃活動又は公衆衛生活動（以下「清掃活動等」という。）を実施する団体に草刈機及び噴霧機（以下「草刈機等」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 貸出しの対象者は、清掃活動等を行う団体であって、次の各号のいずれかに該当するものの代表者とする。

(1) 区及び自治会（大網白里市区長等設置規則（平成4年規則第7号）別表第1に掲げる区及び別表第2に掲げる自治会をいう。）

(2) 前号に掲げるもののほか、ボランティア等営利を目的としない活動を行う団体（当該清掃活動等に対し、相当の対価を得ている団体を除く。）であって、市長が適当と認める団体

(貸出期間)

第3条 草刈機等の貸出期間は、5日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの台数)

第4条 貸出しは、草刈機にあつては1回の申請につき2台以内とし、噴霧機にあつては1回の申請につき3台以内とする。

(貸出料)

第5条 草刈機等の貸出しは、無料とする。ただし、燃料費、運搬費その他の草刈機等の使用に係る経費は、借受人の負担とする。

(申請)

第6条 草刈機等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草刈機等貸出申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 使用場所を示す図面

(2) 噴霧機の貸出しにあつては、使用する薬剤の名称及び予定量

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請の際、公的身分証明書を提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。

3 第1項の申請をした者は、当該申請の貸出期間が経過した後（申請が却下されたときは、当該決定後）でなければ新たに申請することはできない。

(決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定したときは、草刈機等貸出決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、貸出期間の重複する申請により草刈機等を貸し出すことができないときは、申請書を受理した順に従い貸出しの決定をするものとする。

(遵守事項)

第8条 前条第1項の規定により草刈機等の貸出しの決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用目的及び使用場所以外で使用しないこと。

- (2) 第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用時は安全対策を講じること。
- (4) 薬剤を散布する場合は、関係法令を遵守すること。
- (5) 草刈機等の使用により被った被害又は第三者に与えた損害に対し、一切の責任を負うこと。
- (6) 草刈機等の使用が終了したときは、使用者の責任と負担により原状に復し、返却すること。
- (7) 自らの責めに帰すべき事由により草刈機等を亡失したとき、又は草刈機等が損傷若しくは故障したときは、自己の負担においてこれを補填し、又は修理すること。

(貸出し)

第9条 使用者は、草刈機等貸出決定通知書を提示し、職員の説明を受けた上で貸出しを受けるものとする。

(取消し)

第10条 市長は、使用者が第8条第1号から第4号までに規定する事項を遵守しなかったときは、その決定を取り消すことができるものとする。

(返却)

第11条 使用者は、草刈機等を返却するときは、職員の点検を受けなければならない。

(亡失、損傷及び故障)

第12条 使用者は、草刈機等を亡失したとき、又は草刈機等が損傷若しくは故障したときは、直ちにその状況を市長に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、草刈機等の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日告示第29号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。